

終身賃貸事業認可取消通知書

年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日付け 第 号をもって認可した事業について、次の取消理由に該当すると認められるため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第70条第1項の規定により、事業の認可を取り消したので通知します。

取 消 理 由	1 法第57条第2項の規定による終身建物賃貸借に係る賃貸住宅届出を怠ったため。
	2 法第57条第3項の規定による終身建物賃貸借に係る賃貸住宅変更届出を怠ったため。
	3 法第68条第2項の規定による地位承継の届出を怠ったため。
	4 法第69条の規定による改善命令に違反したため。
	5 不正な手段により事業認可を受けたため。

（教示）

- この決定に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。